

## 国家の展望と主張:憲政体制

### —制憲正名、正常な国家に向けて

1991年に動員戡乱時期臨時條款を廃止して以降、台湾は一連の憲政改革を進め、すでに20年の歳月が過ぎた。しかし、世界の一般的な普通の国家と比較すると、台湾は常に相当に不正常な地位にあり、たとえ実質的には一つの主権独立国家であって、国際社会において中華民国を気取っても、承認を取り消された旧中国政府とみなされるだけで、法律上は中国の反乱グループである。その結果、台湾という名の国家は存在せず、当然ながら台湾という名で台湾人によって制定された憲法は存在しない。

長い間、台湾が「中華民国」という偽りの仮面をかぶってきたため、台湾内外で様々な混乱が生じた。馬英九政府の発足後、中国に狙いを定め、大挙して「脱台湾化」、「親中化」を図る中で、台湾の主権や自由、独立、民主主義、繁栄の現状には変化が生じ、台湾は徐々に中国が管轄する台湾地区に成り下がり、現在、これまでにない深刻な危機に直面している。

こうした状況に鑑み、2012年の総統選挙において選出される総統は、台湾人が託した望みに基づき、如何にして台湾を正常な国家へ邁進させるか考えなければならない。候補者は、今後4年間において台湾を主体とし、台湾人の意向に即した新憲法を制定する用意があるか否か、不完全な中華民国というカードに固執し、中華民国憲法を延用し続けるか否か、有権者に対し勇敢かつ率直に表明すべきである。

ゆえに、新台湾国策シンクタンクはこれを契機に、台湾の当面の憲政問題を回顧・分析する一方、「制憲正名、台湾を正常な国家へ」を提起し、これを我々の展望として、将来の台湾が台湾の主体性を核とし、台湾人のコンセンサスを凝縮した新憲法を制定する際の益するところとしたい。

我々は過去に民主主義先進国が起草した新憲法を軸に、憲政学や現実的な政治状況を踏まえ、また先進諸国の憲法や国際公約に関する規定も参考に、前言の他、11章98条から成る斬新な台湾憲法草案を打ち出した。同台湾憲法草案の特色は下記の通りである。

**一、台湾の主権と地位を顕著に：**1947年に中国が制定した中華民国憲法とは異なり、本憲法の草案では特に台湾の主体性を強調し、台湾人は運命共同体であるとの理念を示した。さらに重要なことは、台湾の地位を明確にするため、中国との「兄弟の国」としての関係を推進することに力を注ぐと主張している点である。

**二、総統制の三権分立体制：**本憲法草案では、中華民国憲法にある五権分立を放棄し、米国型の大統領制を青写真として、三権分立による政府体制への転換を原則としている。

**三、人権の強調、公民投票を憲法に明記：**本憲法草案には、第一世代の人権（自由権）、第二世代の人権（社会権）、第三世代の人権（集団的権利）が含まれる。さらに重要議題に関する公民投票についても明文化して憲法に盛り込んでおり、憲法修正や領土の変更、或いは主権の変更などについては国民の審判を仰ぐと規定し、台湾人が国家の真の主人公であることを明確にしている。

**四、政党規範の明文化：**一般の民主主義国家では、憲法において政党に言及することはまれであるが、台湾の特殊な状況に鑑み、本憲法草案では特に結党の自由、政党民主主義の原則を定め、政党運営のクリーン化やオープン化を促し、各政党の公平な発展や合理的な競争を促進するよう、政党の事業参与の禁止、不透明な党産の国庫返還、財務の透明化などの重要な原則を盛り込んだ。

台湾の国家的地位を固め、長く安定した憲政秩序を構築するため、台湾人が2012年の総統選挙を契機に、厳粛かつ真剣にこの国の将来について考えられるよう、我々はこの重要なタイミングで同憲法草案を提起した。自分たちの憲法を制定して、自分たちの国家を構築し、積極的に国際社会に参加して、中国と平和で共に繁栄する兄弟の国としての関係を維持してこそ、台湾人は発展し続け、後世にも尊厳と誇りを残せるのである。